

民間資金等活用事業推進委員会

第16回合同部会

議事録

内閣府  
民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第16回合同部会議事次第

日 時： 平成13年7月10日(火) 11:00~12:05

場 所： 中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

1. 公開意見募集の意見等について
2. その他

### 出席者

#### 【委員・専門委員】

西野部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員

有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、  
美原専門委員、山下専門委員

#### 【事務局】

竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、松葉参事官、豊田企画官、  
古谷企画官

西野部会長 それでは、時間になりましたので、第16回の合同部会を開きたいと思いません。

議事の都合上、私が進行を務めさせていただきます。山内部会長はご欠席でございますが、本日の件についてはご了解をいただいております。

それでは、議事に入る前に、事務局に人事異動がありましたので、ご紹介をお願いいたします。

事務局 7月6日付の人事異動がございまして、PFI推進室の参事官に有木が着任しております。

西野部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。本日はVFMに関するガイドラインについて、公開意見募集で提出されました意見等について議論を行うこととしております。委員の皆様には、提出された意見等そのものを事前にお配りしておりますが、事務局で意見を一覧できるよう資料を作成しておりますので、まずは資料の説明をお願いしたいと思います。

なお、資料の取り扱いにつきましては、資料2については個人名等が入っており、委員限りのとして非公開の扱いにしたいと考えております。

それでは、資料の説明をよろしく申し上げます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

資料3につきましては、提出された意見を一覧できるよう、便宜上事務局で整理させていただいたものでございます。また、意見につきましては、ガイドラインのどの部分に関する意見かということについて明確に記述されているものについては、その部分にグルーピングをしておりますが、それ以外のものにつきましては、あくまでも事務局で便宜上のグルーピングをさせていただいておりますので、その点をお断りしておきたいと思えます。

(以下資料3に沿って説明)

西野部会長 どうもありがとうございました。今まとめてご説明いただいた意見等の内容については前もってお読み頂いていることと思えますが、ご意見がありましたら伺いしたいと思います。

A委員 事前に、9者の公開意見に応募された方の意見を送っていただきましたので拝読しました。一言で言いますと、それぞれの方がいろいろおっしゃっておられますが、ちょっと矛盾したことをおっしゃっているケースが多いんですね。今回、この議論に当たって、まず何を議論して、何を出そうとしているのかということをお断りにきちんとしておく必要があるんじゃないかと思うんです。といいますのは、例えば当初に冒頭でイコール・フットイングとおっしゃっているのはいいんですけども、読んでいくと明らかにイコール・フットイングではないケースを是認していらっしゃる。あるいはリスクについていろいろおっしゃっておられる、これは結構なんですけども、そもそもリスクのガイドラインで考えるべきことを、こちらで直せとおっしゃっていられるのか。また、リスクのガイドラインでの理論を踏まえて初めて出てくるような結論をここで言っても、これは仕方

がないことでございます。

したがって、今回何を出そうとしているかといいますと、Value For Money のガイドラインでございますが、もうちょっと段階的に厳密に見てみますと、一番当初に P F I として検討するかどうかという、特定事業の選定に至るまでの過程での Value For Money の計算なわけですね。だれが計算するかというと、民間事業者の責任でやるのではなく、公共部門がまず計算して P F I としてやりましょうと。もちろん意見としては民間の意見を取り入れたり、コンサルタントの意見を取り入れるんでしょうけれども、基本的には公共部門が責任を持って、まず計算をして、それで提起をするという段階での Value For Money の算定方法をこのガイドラインで示すということなんだろうと思うんですね。

そうしますと、この意見の中には、その先を語っていらっしゃる方がいて、それはそれで参考にはなりますけれども、今回の議論の対象には必ずしもならないということでもありますので、最初に手短で結構ですけれども、今申し上げたような局面でございますとか、だれの責任において何をどのようにして出すべきものについて提起しているのかということだけは確認しておいた方が、議論が散漫にならなくて良いだろうと思います。

西野部会長 どうもありがとうございます。

B 専門委員 提出された意見を通読させていただいて感じますのは、やはり 2 点に話が集中しているなど。1 つは P S C の算定において 2 方式が並列列挙になっていることがわかりにくいという点と、もう一つは、基本方針一 3 ( 2 ) にかかわる「適切な調整」の部分について、当該公共施設等の管理者等にかかわる、現実にもたらされる、見込まれる税収等と限定している点についてどうかということが大変多い。P F I の本質にかかわるところでもございます。私、Value For Money のワーキンググループには出ておりませんでしたので、相当深い議論が行われたことと思いますので、大きくは変更できないのだろうと思いますけれども、何らかの説明を当委員会として加えておいた方がよいのではないかと考えます。

西野部会長 ありがとうございます。

C 委員 2 点ほどなんですが、1 点は V F M の算定方法が複数出ておりますので、どういったケースにはどちらが妥当なのか示してほしいというようなご意見や、いろいろなケース毎に参考例を作ってほしいというような意見も出ておりますね。確かに現場はそうだと思うんですよ。非常に厳しい意見としては、例えば、これではガイドラインにならないんじゃないかとか、そういう意見も自治体の現場ではあり得ると思うんですね。一体自分たちはどちらでやればいいんだということ。

ここのところは、私はこのままにしておいた方がいいと思います。今回現場で 2 つの方法があり得るんだということを示したわけですからね。現場でどのようなことになっていくのか、それを見た上で、委員会として対応すべきことも出てくるんだろうなとは思いますが、そういう意味では、これは早く出した方がいいというふうに思いますね。その辺の議論も、また現場で動いていくと思いますから。

それから、2番目に、リスクを官と民で分担することの意義。それから外部費用を Value For Money 評価で考慮するかどうかという話がありました。まず、リスク分担の問題は、これは基本方針で書かれる性格の問題だと思います。非常に重要なことなんですけれども、最もリスクをよく管理できるものが管理して、リスクを最少にするんだということ、これは基本方針で書いてあるわけですね。それから、外部費用は、これは確かに官であるか民であるか、ごみ焼却施設等々だと外部費用が違ってくるといようなケースはあり得ないことではないんですが、これも事業チェックはしっかり見ていかなきゃいけないと思いますが、社会的な費用便益分析のところでも事前にやっておくべきことというふうに理解しておりますので、今回出てきております意見は、そういう意味では、私ども Value For Money のワーキングでほとんど検討されていたものであろうというふうに理解します。

西野部会長 ありがとうございます。

D 専門委員 非常におもしろいコメントもありますし、確かに表現のあやみたいなものもございますね。そういった意味では非常に興味深く意見を讀ませていただきました。ただ、このガイドラインは絶対基準でもなければ法的規範でもないわけです。C 委員もおっしゃられているように、確かに2つの可能性を認めているわけですが、私自身は、今後の課題として、個人的には委員会が何らかの形でわかりやすいご説明、先ほどBさんがおっしゃられましたけれども、それをする必要があるんじゃないかと思います。確かに説明不足のところもございますし、言葉のあやでご説明すれば足りるものもある。ただ、これはこれとして、1つの委員会の所見とし、現在の案を確定・公表することが必要だと思います。恐らく実態がどうなるかは、マーケットにおいてベストプラクティスというものが構成されるでしょうし、先ほどC委員がおっしゃいましたように、さまざまな具体的な事情によって違ってくるところもあるわけですね。

それと、もう一つの大きなイコール・フットィングとか「適切な調整」という問題は、これはリスク分担にもかかわってきますが、確かこの部会での議論でも、今後の検討課題という位置づけがなされているわけがございますので、これはどういう形になりますかわかりませんが、是非とも今後、検討の課題にする必要があるんじゃないかと思います。

ちょっと申しましたが、やはりわかりにくいところをご説明するようなチャンスを委員会として設けたらどうかということとともに、一部細かい表現等につきましては、コスメティックチェンジであるならば、事務局の裁量によって、ある程度文章をわかり易くするご配慮があってもよろしいんじゃないかと思います。

西野部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

E 専門委員 似たようなポイントになるかと思いますが、前回のプロセスとリスクのガイドラインのときも、これよりもっと多くの意見が出ていたことに対して、特にアクションはとらずに出したわけで、これは時間的な問題等でやむを得なかったというふうに思っております。今回も多分調整に大きな時間をかけることは難しいんだろうと思います。

ただ、今回これが公開された意見募集の期間に、私も個人的に何人かの方々とお話しする機会がありましたけれども、やはり非常に前回に比べて興味が薄くなっているというか、意見を書いてもどうせ受け入れられないんでしょというようなコメントをされた方もあります。それから、前回のとき申し上げましたけれども、確かに世の中はどんどん進んできている中で、やはりこういう意見、問題点をアクノレッジしているということをきちんと委員会で示す、それから、今のDさんのご発言のように、できるものについてはやはり反映するというのをきちんと出さないと、何かしらけてきているような感じもしております。

西野部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

F委員 私は Value For Money のワーキンググループには出ておりませんので、1点だけ、ちょっと気になるのが評価結果の公表のところのコメント、資料3の7ページのところでまとめていただいています。ガイドライン本文では11ページ、割とさっぱりしているところなんですけど、提出された意見で書かれていることというのは、できる限り広く公表してほしいという趣旨が幾つか出ていますね。それは初めからわかっているけれども、書きぶりはこうだったということなのかもしれませんが、比較的淡白な書き方になっているので伝わりにくいところがございます。

それから、いつの時点で公表するか。特定事業の選定の際に公表すると、これは他のプロセスのガイドラインとかで公表のことは出ていますね。ですから、このVFMのガイドラインではこのような記述でいいんじゃないかなという説明でよろしいですね。プロセスのガイドラインの方でも公表に関する記述はありましたですね。例えば、この資料3の7ページの意見の、一番最後のところで公表をいろいろな時点で行なうようということも書かれておりますが、それについて当方としては、もはや前のガイドライン等々で対処済みということではよろしいのでしょうか。

G専門委員 Value For Money というのは、先ほどAさんが言われたように、特定事業の選定まで、すなわち公共が自らやるか、PFIでやるかということの比較を議論するときに非常に重要な指標になるということなんですけど、結果として出た数字そのものが公表されるか、あるいは一部が公表されるかは別にして、特に民間がPFI事業を検討する場合に、非常に大きな指標になるわけですね。これまでも、例えば建設そのものであると、世界的な標準みたいなものがあって、ある程度どういうふうに計算されるかということがルールになって、それに基づいて民間は想像しながら、もし自分たちがやるとすればこれができるという判断を持ってそれに応札をし、そして競争をしてきたということだと思えますね。ですから、そういう意味でも、Value For Money の算定の仕方については、今の段階ではいろいろな不確定要素があって難しいでしょうけれども、これがファーストバージョンであって、ここに出ている多くの意見の中には、本当にもっともだということがたくさんあると思います。私どもも別の研究会で、特にこれは重要だということで、それ

それPFIに精通した方々から、今回のガイドラインについてのアンケートをとったわけですけれども、先ほどから出ておりますイコールフットィングの問題とか、あるいは計算の様式の問題等についてのわかり易さみたいなものについては、多くの方がさらなる突っ込んだ議論と、場合によっては補足的な説明ということを要求されているということも事実であります。特に今回意見が少ないというのは、それだけ非常に本質的で、そう簡単に意見が言えないような難しい問題であるということでもあったんじゃないかということも含めて、ぜひ今後、これをたたき台にして、さらに現実に行われていく、これから具体化されていこう事業の状況等を踏まえ引き続き議論を続けていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

西野部会長 いろいろなご意見をいただきましたが、この点をもう一言ぐらい、あるいはどなたかの意見に対して何かというのがございましたらどうぞ。

A委員 プロセスの方の部会にも出ていましたので、それとの関係で言いますと、今のお話、もっともなんでございますが、私の記憶では、公表するに当たって、私どもももちろん全部公表の方が原則的には良いと思っているんですが、確か入札制度との兼ね合いでどういうふうにするかというところが議論だったかと思います。したがって、Value for money の計算方法だけに限らない事項でございますので、今後、プロセスの方でのさらなる検討課題としていただきたい。同じくリスクもそうなんですが、確かにリスクがパシッと出ればいいんですけども、なかなかリスクの方のワーキンググループでも非常に難しい問題がございまして、VFMのガイドラインで一方向的に決められるようなことではないですね。そういうこともあるんだという前提で、とりあえず今回は奥歯に何か物の挟まったような、あるいはあいまいなという表現がありましたけれども、そういうことかもしれませんが、とりあえず今出せる限界に近いのかなと思いますので、今後の課題ということによろしいかと思えます。

西野部会長 いろいろとご意見を聞かせていただきましたが、私としては、今回寄せられた意見の多くは、今後の検討課題として扱うべきもの、それから今回ご発言がありましたようにVFMのガイドラインの対象になじまないものと、それから大体はこれまでほとんど議論をされ出尽くしたものであろうと考えております。今回入れなければ大きな問題になるという内容の意見はなかったのではないかというふうに理解をしております。ワーキンググループの座長をされた山内先生から同様のお考えを頂いております。

また、VFMのガイドラインについては、その検討に非常に時間がかかったものですから、早く公表して欲しいという要請もございます。ご理解がいただければ、第1バージョンとして、本日お配りしてある案を「審議のとりまとめの結果」として委員会に提出したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(意見無し)

多少わかり易い説明が必要だという発言もありましたが、事務局としては、何かお考えはありますか。

事務当局 事務局としては、今日の案が第1バージョンとしてとりまとめられましたならば、当然これまでの議論を踏まえまた説明等をさせていただきたいと考えておりますし、また、プロセス、リスクのガイドラインのときと同様に、地方公共団体を含む説明会等を開催し、そうした場を通じ具体的な説明を行う等対応させていただければと思っております。

西野部会長 ありがとうございました。

それでは、本日お配りした案を第1バージョンということで委員会に提出をさせていただきます。

次に、その他として、事務局から報告事項がありますので、ご説明をお願いします。

事務当局 (資料4に沿って説明)

西野部会長 どうもありがとうございました。ただいまの報告について何かございますか。

H専門委員 前回の委員会のときも申し上げたんですが、今ほどご説明がございましたように、国のPFI案件が進みつつあるわけです。法律、あるいは基本方針の中で、PFI推進委員会の役割というのがございまして、実際に事業が推進される場合に、これは求められればということになるかもしれませんが、実際の推進する機関、政府の機関に対して委員会として協力するとか、あるいはこれまでの経験を踏まえた意見を述べるとか、そういう機会があるのではないかなというふうに思っております。この点に関して、事務局の方で、この委員会として今後の国のPFI案件とのかかわり、役割をどのようにお考えになっているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思うんですけども。

西野部会長 ありがとうございます。事務局の方で。

事務当局 まず、当委員会の今後の進め方の議論につきましては、事務局というよりも、委員長、あるいは部会長ともご相談をして、引き続き今後どのような進め方をしていくかの議論をさせていただかなければいけないと思っております。

具体のプロジェクトとの関係につきましては、やはり関係の省庁がまず第一義的に責任を負っておられますので、関係省庁の意見も踏まえて、必要があれば委員会の方にご報告をするなり、あるいは勉強させていただくなりというようなことを考えたいと思っております。

H専門委員 正式な要請があれば受けて立つということですね。

事務当局 というか、具体のプロジェクトについてどうかというお尋ねでございましたので、そのことについて申し上げたということでございます。

A委員 私が記憶しておりますのは、確か政令とか何かの段階の検討では、相互調整機能があると明確に規定されていたかと思えます。

西野部会長 どうもありがとうございました。

今後のことについては、仕事はいろいろたくさんあるように思っておりますが、委員長と相談をさせていただきたいと考えております。



これですべての議事が終わりましたが、最後に今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局 本日ご審議を賜りましたガイドラインのとりまとめに関する第7回のPFI推進委員会でございますけれども、7月27日の金曜日の午後1時半から開催をさせていただきたいと考えております。場所はこの庁舎の隣の会議室でございますけれども、本庁舎4階の共用第4特別会議室で行いたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

西野部会長 それでは、以上をもって終了いたします。